

○鹿児島県公安委員会苦情処理規程

(平成13.5.29
鹿児島県公安委員会規程5)

改正 前略…平成31.4公規程1

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条及び苦情の申出の手續に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）の規定を実施し、及び鹿児島県警察の行う苦情の処理を管理するため、苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成17.9公規程8)

(苦情の定義)

第2条 この規程における苦情とは、法第79条第1項の警察職員の職務執行についての苦情をいい、次に掲げるものを指す。

- (1) 警察職員が職務執行において、違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服
- (2) 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

本条…一部改正(平成17.9公規程8)

(苦情の受理)

第3条 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、規則第2条第1項に規定する公安委員会あての苦情申出書（以下「苦情申出書」という。）の提出を受けたときは、鹿児島県公安委員会文書管理規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第2号）に従い文書の受付を行うとともに、苦情申出受理簿（文書）（別記第1号様式）に登載し、受理するものとする。

(苦情申出書の補正)

第4条 規則第4条の規定による苦情申出書の補正の求めは、申出時において、申出者の補足説明の聴取又は電話等による補充調査を行い、なお不備がある場合に補正
〔鹿児島警44〕・

に必要な期間を示して行うものとする。

- 2 前項に規定する補充調査等を行ったときは、補充調査書（別記第2号様式）を作成し、その経過を明らかにしておくものとする。

（警察本部長への指示等）

第5条 公安委員会は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求めるものとする。

- 2 本部長は、前項に規定する指示を受けたときは、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置の状況について、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（処理結果の通知）

第6条 法第79条第2項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。

- 2 通知書には、申出の内容及び、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行の問題点の有無
- (3) 問題点のある職務執行については、講じた措置

- 3 通知書の送付は郵送によるものとし、公安委員会から申出者あてに、配達証明郵便に付して行うものとする。ただし、申出者が希望する場合は手渡しとし、受領書（別記第4号様式）を徴するものとする。

本条…一部改正(平成17.9公規程8)

（苦情申出書によらない苦情の処理）

第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。

- 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第2項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。

- (1) 申出者が通知を求めているとき。
- (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。

本条…一部改正(平成17.9公規程8)

（警察本部等に苦情の申出があった場合の措置）

第8条 警察本部の所属又は警察署に公安委員会あての苦情の申出があった場合は、

当該所属の長又は警察署長は、次により、速やかに公安委員会へ関係文書を送付するものとする。

- (1) 苦情申出書による場合は、送付書（別記第7号様式）に当該苦情申出書を添付すること。
- (2) 苦情申出書によらない場合は、苦情受付票（別記第8号様式）を作成し、送付書に添付すること。

（警察あての苦情の報告）

第9条 公安委員会は、本部長に対し、警察あての苦情の処理状況について報告を求めるものとする。

本条…一部改正(平成28.5公規程11)

（他の都道府県警察職員に係る苦情の取扱い）

第10条 公安委員会は、苦情が他の都道府県警察職員に係るものである場合には、当該苦情の申出者に対し、その旨及び当該職員が所属する都道府県警察を管理する公安委員会に対し申出を行うことができる旨を教示するほか、当該公安委員会に対して教示の事実を連絡するものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17.9.13公規程8）

この規程は、平成17年9月13日から施行する。

附 則（平成21.3.17公規程2）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26.5.7公規程11）

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則（平成31.4.17公規程1）

この規程は、公布の日から施行する。

第2号様式(第4条関係)

補 充 調 査 書

受 理 番 号		申 出 者 氏 名
調 査 者		
補 正 要 求 月 日		年 月 日
調 査 (説 明) 実 施 月 日		年 月 日
補 正 事 項	規則第2条第1項第1号	
	規則第2条第1項第2号	
	規則第2条第1項第3号	
	規則第2条第1項第4号	
備 考		

本様式…一部改正(平成21.3公規程2、31.4公規程1)

第3号様式(第6条関係)

苦 情 処 理 結 果 通 知 書

鹿 公 委 第 号 年 月 日
住所(連絡先)
殿
鹿児島県公安委員会 印
年 月 日受理をした苦情に係る処理の結果を次のとおり通知します。

本様式…一部改正(平成31.4公規程1)

第4号様式（第6条関係）

受 領 書

年 月 日受理された私の苦情に対する苦情処理結果通知書は、受領しました。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

本様式…一部改正〔平成31.4公規程1〕

第6号様式（第7条関係）

通 知 票

受 理 番 号	
年 号	
通 知 月 日	年 月 日 :
通 知 方 法	面 接 ・ 電 話 ・ そ の 他 ()
通 知 場 所	
通 知 者	
被 通 知 (申 出) 者	
通 知 内 容 の 骨 子	
備 考	

本様式…一部改正(平成21.3公規程2、31.4公規程1)

第7号様式（第8条関係）

〇 〇 第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

（ 所 属 長 ） 印

送 付 書

年 月 日、 からの県公安委員会あての苦情の申出を受け付けましたので、次のとおり送付します。

記

1 送付書類

- 苦情申出書
- 苦情受付票

本様式…一部改正〔平成31.4公規程1〕

第8号様式 (第8条関係)

苦 情 受 付 票

所属受付月日	年 月 日 () :		
受付担当者	(所属, 氏名)	所属長	
		確認印	
申出者(申出代表者) の住所, 氏名等	住所(代表者連絡先) (電話番号 - -) 氏名 歳		
申出の方法	口頭 その他		
申出の件名			
申出の概要			

本様式……一部改正(平成31.4公規程1)